報告第 28 号

社会教育課公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告について

十八親和銀行大瀬戸支店駐車場で発生した車両物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年10月14日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第15号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和4年10月3日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

社会教育課公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

十八親和銀行大瀬戸支店駐車場で発生した自動車物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

- 1 相 手 方 住所

   氏名
- 2 損害賠償額 金173,210円
- 3 事故の発生概要 発生日時 令和4年8月25日 午後1時50分頃 発生場所 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷2278番地28 十八親和銀行大瀬戸支店駐車場
- 4 事 故 の 状 況 社会教育課職員が同課の公用車を、用務先の十八親和 銀行大瀬戸支店駐車場から出庫する際に、同じく出庫 中の相手方車両(当時は所有者以外の者が運転)に接触 した事故である。

## 施設損壞事故等発生概要書

相 手 方 (運転者)	氏 名					
	住 所					
事故日時	令和4年8月25日 午後1時50分頃					
施設名等	十八親和銀行大瀬戸支店		事故原因		青	á方の後方不注意
事故場所	十八親和銀行大瀬戸支店駐車場(西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷 2278 番地 28)					
警察届出	無 · 有 (西海警察署)			事故区分   □単独 ■対物 □対人		
事故概要	用務を終え出庫のため、公用車を駐車区画から後退させ始めたところ、向かい側 駐車区画の他車が区画内での位置調整を始めたため他車の停車まで待ち、当該他車 が停車したのち再度後退し始めた公用車の左側後部が、同じく出庫中で、停車して 待っていた相手車の右側前部に接触したもの。					
事故状況略図	市 道  相手車 第 一 生 命  国 道	出入口		公用車		十八親和銀行店 舗
損害見積額	173, 210 円 損害賠償の 方法 (加入保険会社名:一般財団法人全国自治協会 2. その他()					名:一般財団法人全国自治協会)